

## 令和3年度あきる野市特定教育・保育施設等指導検査結果

令和3年度に特定教育・保育施設等に対して実施した指導検査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

### 1 指導検査実施施設

No	施設名	施設（事業）種別	実施日
1	よつぎっ子えん西	小規模保育事業者	令和3年10月27日
2	よつぎっ子えん東	小規模保育事業者	令和3年10月27日
3	秋川文化保育園	小規模保育事業者	令和3年10月27日
4	たまがわベビーハウス	小規模保育事業者	令和3年10月27日
5	家庭保育室ひまわり	小規模保育事業者	令和3年10月28日
6	秋川幼稚園	特定教育・保育施設	令和4年 3月25日

※小規模保育事業者の実施日については、事業者に対して電話によるヒアリングを行った日を記載しています。

### 2 指導検査の結果

区分	文書指摘	口頭指摘
運営管理	0	7
保育内容	0	3
会計経理	0	0
合計	0	10

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

### 3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	根拠法令等	件数
サービスの質の評価等	東京都福祉サービス第三者評価や在園児保護者へのアンケートなど、外部の評価を受け、保育の質の改善を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定運営基準第45条</li> <li>・家庭運営基準第5条第3項及び第4項</li> <li>・社福法第78条第1項</li> </ul>	3
保育所運営規程	運営規程に定めるべき重要事項のうち、「虐待防止のための措置に関する事項」等が定められていなかったため、適切に運営規程に定めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定運営基準第46条</li> <li>・家庭運営基準第18条</li> </ul>	3
全体的な計画の作成	保育所保育指針で定められた全体的な計画が作成されていなかったため、適切に作成すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育指針第1章3(1)</li> </ul>	2

※全ての指摘事項が令和3年度内に改善されています。

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

特定運営基準：あきる野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年9月29日条例第13号)

家庭運営基準：あきる野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月29日条例第12号）

社 福 法：社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

保 育 指 針：保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）